

## 第5回 奈良県個人情報保護審議会 会議の概要

### ◇日時

平成12年8月23日（水） 13:30～16:00

### ◇場所

猿沢荘 会議室

### ◇議事

- (1) 個人情報の利用及び提供の制限の例外に関する事項について
- (2) オンライン結合による提供の制限の例外に関する事項について
- (3) 個人情報の本人収集原則の例外に関する事項について
- (4) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報について
- (5) 個人情報取扱事務の登録の対象から除く事務について
- (6) 事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針について

#### [議事概要]

- (1) 個人情報の利用及び提供の制限の例外に関する事項について  
事務局から資料について説明した後、議論が行われた。議論の概要については以下のとおり。
  - 収集目的以外の目的に利用提供する例外事項であり、公益上の必要性和個人の権利利益のバランスを十分考える必要がある。項目としては必要最小限に留めるべきであり適当なものといえるが、例外事項の運用については検証も必要ではないか。
  - 各項目に該当し、目的外の提供をする場合においては、提供先に対し使用目的・方法等必要な制限を付し、又は適正な措置を講ずるよう求めることが重要ではないか。
- (2) オンライン結合による提供の制限の例外に関する事項について  
事務局から資料について説明した後、議論が行われた。議論の概要については以下のとおり。
  - オンラインによる情報の相互利用・提供は、情報化の進展が著しいなかで今後とも増加するものと考えられる。特に、インターネットによる開放型のシステムでは、個人情報の掲載を必要なものに留めるほか、掲載する場合でも個人の権利利益の侵害のおそれについて十分本人に告知する必要がある。
  - 公益上の必要性以外に必要な保護措置がなされているか否か十分検証

する必要がある。相互利用、相互提供であり、相手方の保護措置にも注意が必要である。

- 現時点のシステムであり、内容としては妥当なものではないか。今後別のシステムが設置された場合は、改めて審議会で検討するものとなるが、スタート時点の取扱いが先例となるものであり、運用面には十分な注意が必要である。

(3) 個人情報の本人収集原則の例外に関する事項について

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。議論の概要については以下のとおり。

- 例外として認めるべき事項については適当なものとして審議会の意見集約としたい。
- 個人情報を取り扱う事務が各項目のいずれかに該当する場合、改めて審議会に対し意見を聴く必要はないものとするが、個別の事案が各項目のいずれに該当するかの判断を行うに際しては、拡大解釈しないよう慎重に取り扱うことが望まれる。

(4) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報について

議論の概要については以下のとおり。

- 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として原則収集を禁止すべき情報は、人種及び民族に関する個人情報、いわゆる同和地区の出身であることに関する個人情報とすることが適当として審議会の意見集約としたい。
- これらの情報以外にも、その取扱い如何によっては不安感を高めるものもあると考えられるので、収集、利用・提供等の条例原則を厳守し、個人の権利利益を侵害することの無いよう留意することが肝要である。

(5) 個人情報取扱事務の登録の対象から除く事務について

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。議論の概要については以下のとおり。

- 個人情報取扱事務登録簿の性質上、登録除外対象となる事務については、除外しても差し支えないものとして審議会の意見集約としたい。

(6) 事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針について

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。議論の概要については以下のとおり。

- 条例上の規定や他府県の状況も含め審議を行ったところであり、指針の骨子としては適当なものとして審議会の意見集約としたい。
-